明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務六七）　一

〔告　示〕
○天皇皇后両陛下は大阪府及び京都府へ行幸啓になる件（宮内庁九）　一
○登録試験機関がその登録の効力を失ったことを公示する件（消費者庁五、六）　二
○登録試験機関がその登録を行ったことを公示する件（同七、八）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（法務四九八）　二
○日本国に帰化を許可する件（同四九九）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務三四八）　三
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一四九四、一四九五）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一四九六～一五〇〇）　三
○保安林の指定をする件（同一五〇一～一五〇八）　三
○保安林の指定を解除する件（同一五〇九）　三
○水先人の免許を与えた件（国土交通一一一四）　三
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同一一一五）　三
○信号符字を点附した件（同一一一六）　三
○信号符字を取り消した件（同一一一七）　三
○船舶国籍証書は無効となった件（同一一一八）　三
○船舶国籍証書を無効とした件（同一一一九）　三

〔人事異動〕
国土交通省　最高裁判所　五

〔皇室事項〕
公聴会　六

〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　六
労　働
中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示六、兵庫同三）　七
国家試験　八
海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第三項の規定による水先人試験の施行（国土交通省）　九
公聴会　九
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（中部経済産業局）　九
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁　一〇
司法書士懲戒処分、信託会社等営業保証金取戻し、宅地建物取引業法第六十七条に基づく公告、無縁墳墓等改葬関係　一〇
裁判所　一二
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
会社その他　二九

省　令

○財務省令第六十七号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二十六日

財務大臣　藤井　裕久

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第九旭川中の項中「（石狩国）」を削り、同表旭川東の項中「上川郡（石狩国）旭川中税務署管内の地域を除く。）」を「上川郡（旭川中税務署、帯広税務署及び名寄税務署管内の地域を除く。）」に改め、同表帯広の項中「上川郡（十勝国）」を「上川郡のうち新得町、清水町」に、「中川郡（十勝国）のうち幕別町」を「中川郡のうち幕別町」に改め、同表名寄の項中「上川郡（天塩国）」を「上川郡のうち和寒町、剣淵町、下川町」に、「中川郡（天塩国）」を「中川郡のうち美深町、音威子府村、中川町」に改め、同表根室の項中「得撫郡　新知郡　占守郡」を削り、同表十勝池田の項中「（十勝国）」を削り、「帯広税務署」の下に「及び名寄税務署」を加える。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第九号

天皇皇后両陛下は、京都御所茶会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十一月十六日から同月二十日まで大阪府及び京都府へ行幸啓になる。

平成二十一年十月二十六日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○消費者庁告示第五号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条の五第一項の規定により、大阪市立環境科学研究所についての同法第二十六条第三項に規定する登録試験機関の登録は、平成二十一年三月二十九日限り、その効力を失ったので、同法第二十六条の十八第二号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二十六日

消費者庁長官　内田　俊一